

町 民 各 位

東みよし町長 川 原 義 朗
(公 印 省 略)

町県民税・国民健康保険税の申告相談についてのお知らせ

平成29年度課税分(平成28年中)の申告相談日は、裏面日程表により実施致します。マイナンバー制度導入により、課税台帳を庁舎外へ持ち運ばなくなったことで、相談会場が役場のみとなり、町民の皆様方には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。尚、会場が大変混雑することが予想されますので、必ず定められた日時に申告してください。

申告されなかった方は、各種所得控除が認められず、所得証明書等が発行できません！
介護保険料や入院時食事代標準負担額の算出及び限度額認定証の判定、保育所の入所や保育料の算定、児童手当の判定、公営住宅入居、国民年金保険料免除の手続き等には、必ず申告していることが必要となります！
また、地方税法第317条の5の規定により不申告に関する過料を、虚偽の申告をした場合は地方税法第317条の4により罰せられます。

- 前年中の所得が給与のみで勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている方、又は公的年金のみの方は基本的に申告する必要はありませんが、雑損控除、医療費控除等を受けようとする方は、申告することが必要となります。
- 確定申告される方は、池田税務署での申告か、申告書の郵送、又はe-Taxによる電子申告をしてください。
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありませんが、住民税の申告は必要な場合がありますのでご注意ください。
- 被扶養者以外で無収入の方も、収入が無い旨の申告が必要となります。
- 国民健康保険加入世帯では、加入されている被保険者すべての方の申告が必要となります。※18歳未満の学生は除く。
(注) 未申告の世帯は、軽減が受けられない場合がありますのでご注意ください！

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★ 下記必要書類を必ずご持参ください! ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

平成28年中(平成28年1月1日~平成28年12月31日までの間)に得た収入金額及び控除金額がわかる書類等次のとおり
※世帯員の代理で申告される方は、その世帯員の所得金額(収入金額)も調べてきてください。

1. マイナンバーカード ※通知カードの場合は、別に運転免許証や保険証等、本人確認できる書類が必要となります。



※通知カードの場合

写真付きのものなら一点
運転免許証 等

又は

写真付きでないものなら二点
保険証、医療受給者証、年金証書 等

2. 源泉徴収票(給与・年金)

3. 収支内訳書 ★あらかじめ計算しておいてください!

- ・**事業** 所得のある方は、収支のわかる書類(帳簿、領収書等 金額が確認できる書類)
- ・**農業** 所得のある方は、収支のわかる書類(帳簿、農協発行の農産物販売明細書等、その他領収書)

4. 印鑑(認印可)

5. 諸控除に必要な証明書・領収書

- ・雑損控除・・・火災・風水害・盗難などで損害を受けたとき、その被害証明書、保険金支払があったときはその明細書
- ・医療費控除・・・支払金額の領収書 **★氏名及び病院・日付順に整理し、あらかじめ計算しておいてください!**
- ・社会保険料控除・・・支払った金額のわかる証明書、領収書
○国民年金保険料・国民年金基金掛金は、日本年金機構又は国民年金基金が発行した証明書
○後期高齢者医療保険料を年金特徴(引き落とし)以外で納付している方は、納付証明書または領収書
- ・小規模企業共済等掛金控除・・・支払った金額のわかる証明書
- ・障害者控除・・・身体障害者手帳・療育手帳・傷痍軍人手帳
- ・地震保険料控除・・・損害保険会社等が発行した証明書
- ・生命保険料控除・・・生命保険会社等が発行した証明書
※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険控除が適用されます。
- ・寄付金控除・・・領収書 ※ふるさと納税については、都道府県・市区町村の発行する領収書

6. 扶養等控除 <配偶者控除(配偶者特別控除)、特定扶養、老人扶養、一般扶養>

それぞれ対象者の平成28年中の収入金額(所得金額)の判明する書類
※年少扶養(16歳未満)が住民税等に関する世帯がありますのでご注意ください。
※年末調整後に扶養等の変更をする場合は、確定申告もしくは住民税の申告が必要となります。

◆◆◆◆◆ 町県民税を公的年金から特別徴収(引き落とし)する制度について <年金特徴制度> ◆◆◆◆◆

1. **特別徴収の対象となる方** ※次の①~④の要件を全て満たしている方が対象となります。
 ①前年中に公的年金の支払を受けていること。
 ②国民年金法に基づく老齢基礎年金等年額(1つの年金)が18万円以上の支払を受けていること。
 ③当該年度の4月1日に65歳以上になっていること。 ④介護保険料が年金特徴されていること。
 特別徴収の対象となる町県民税額・・・公的年金等に係る所得割額と均等割額のみが年金特徴となります。
 ※前年度から引き続き年金特徴となる方は、平成29年4月、6月、8月の各年金支給時には平成29年2月の徴収額と同額が年金特徴されます(以下「仮特別徴収」といいます)。そして、平成29年10月、12月、平成30年2月の各年金支給時には、年税額から仮特別徴収される税額を引いた残額が年金特徴されます。

2. **普通徴収の対象となる方** ※普通徴収と特別徴収の併用徴収を含む。
 I 年金特徴できない方 ※上記①~④のいずれかが該当しない方
 II 公的年金以外に所得のある方は、その所得に係る所得割額と均等割額 ※事業・農業・不動産所得・分離課税所得等は普通徴収となります。
 ※平成29年10月から年金特徴が開始される方は、公的年金等に係る所得から算出される年税額のうち、2分の1相当額を普通徴収(第1期、第2期の2回)で納付していただき、残りを平成29年10月、12月、平成30年2月に支給される公的年金等から特別徴収により納付していただきます。

平成29年度(平成28年分) 町県民税・国民健康保険税 申告相談日程表

■三好地区 ●相談会場/三好庁舎 2階大会議室 ●相談時間/9時30分~16時00分

Table with 3 columns: 番号, 月日(曜日), 相談対象自治会名. Rows include dates from 2月20日 to 2月24日 and 2月27日 to 2月28日.

会場が大変混雑することが予想されますので、必ず定められた日時に申告してください!

①給与所得や公的年金所得のみの方で医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除等を受ける方、住民税のみの申告の方、下記②以外の方 => 番号1 の住民登録されている自治会の相談日にお越しください。



②事業(営業等・農業)や不動産の所得があり、所得税の確定申告をされる方、昨年、確定申告され、所得税の納付や還付があり、今年も同様の申告をされる方... => 番号2, 番号3

2月20日(月)から2月28日(火)までの間は、三好地区の課税台帳を三好庁舎に持ち運んでいるため、三加茂庁舎にお越しただいても相談を受けることができませんのでご了承ください。

■三加茂地区 ●相談会場/三加茂庁舎 2階多目的ホール ●相談時間/9時30分~16時00分

Table with 3 columns: 番号, 月日(曜日), 相談対象自治会名. Rows include dates from 3月1日 to 3月10日.

③事業(営業等・農業)や不動産の所得があり、所得税の確定申告をされる方、昨年、確定申告され、所得税の納付や還付があり、今年も同様の申告をされる方... => 番号4, 番号5, 番号6



④給与所得や公的年金所得のみの方で医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除等を受ける方、住民税のみの申告の方、上記③以外の方 => 番号7 の住民登録されている自治会の相談日にお越しください。

会場が大変混雑することが予想されますので、必ず定められた日時に申告してください!

予備日: 3月13日(月)~3月15日(水). 【対象者】三好・三加茂両地区の指定日に都合のつかない方. 【相談会場】三加茂庁舎 1階 税務課. Includes illustrations of a woman thinking and a man pointing.

★日程表は、町ホームページやケーブルテレビ12chのデータ放送でもご覧いただけます。 ※ご不明な点がございましたら税務課までご連絡ください。 【お問い合わせ先】東みよし町税務課 (☎82-6304)

町ホームページにて税金に関する疑問にお答えしています! 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp タックスアンサーホームページ http://www.nta.go.jp/taxanswer